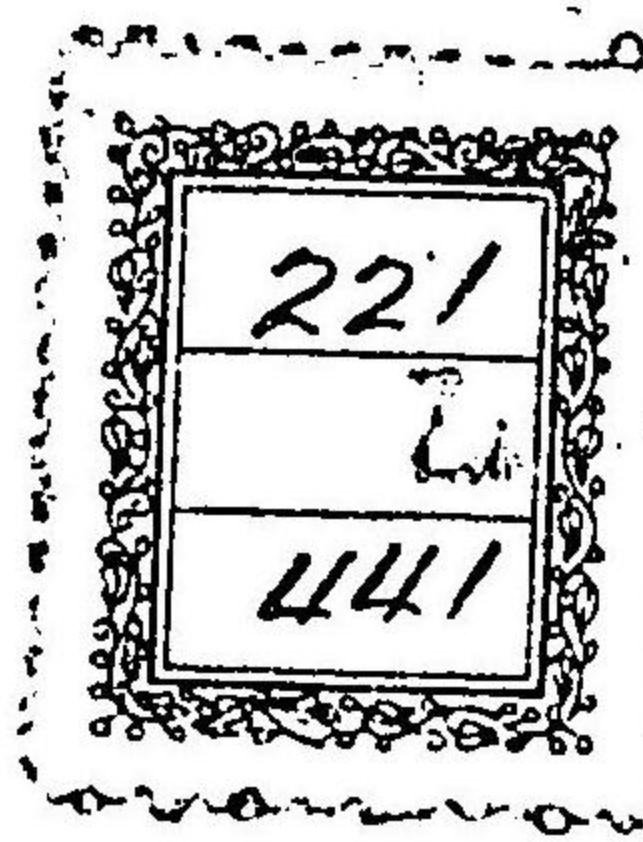


皇室と總持寺との關係



019430-000-0

特15-84

皇室と總持寺との關係

今村 金次郎／編

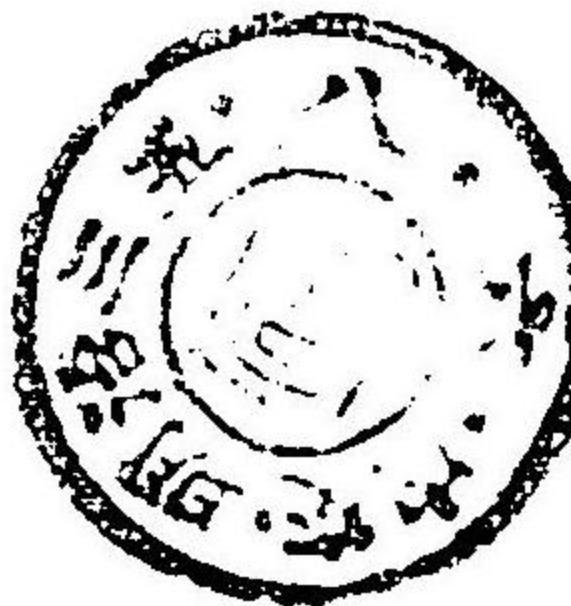
M 35. 8

ABG-0139



## 皇室と總持寺との關係

一、序言



この度は私は曹洞宗大本山登國鳳至郡總持寺の事について少しくち話申たいと思ひます。元來曹洞宗には越前の永平寺、能登の總持寺と云ふ二ヶの本山があつて、曹洞宗全體の本家と云ふ様に有様に成つて居る事は誰方も御承知の通りである、之故に今更總持寺の由來等について委しく御詫申すには及ばぬ事でござります、けれども我が曹洞宗が何れ程日本の國家との關係が深いかまた曹洞宗と皇室との關係が如何程親密であつて、代々の天皇から如何なる歸依を受けて居たかと云ふ事は餘り承知して居る人が少ないから歴史上の参考ともなり且つは我が曹洞宗の日本に於ける勢力の如何に盛なものであるかと云ふ事を明かにする爲めに少しばかりお話を爲たかと思ふのである、

### 一一、豊山禪師の略傳

誰方も御承知の事ではあらうが、總持寺の開山は、瑩山紹瑾禪師と云ふ方である。後に後村上天皇から佛慈禪師と云ふ謚を賜はり、また後桃園天皇から弘德圓明國師と云ふ謚を賜りまして、尙ほ明治十年に一宗協議の上、太祖國師と稱へ上る事に取定められましてから、今日では大日本國曹洞宗太祖能登國總持寺開山佛慈禪師弘德圓明國師瑩山紹瑾大和尚と申上げて居りますが、實は瑩山紹瑾和尚と申せば一般によく通する御名前で御坐います、さて、紹瑾禪師即ち太祖國師は、御生國は越前國多禪郡で、藤原家の御裔でござります、母君が朝日を呑んだ夢を見られて、御懷妊遊ばした、それから後は、毎日村の觀音に参詣して三百三十三拜せられて、一方ならぬ厚き御信心を盡されたものであるから、禪師御誕生の折も誠に安々と御分娩遊ばされた、其時は丁度龜山天皇の文永五年十月八日の事ださうで御座いますが母君は、その後、國師御養育の間にも恒に信心の心掛けを失はれなかつたが爲めに、二三才の頃から國師も、手を合せて南無ノヽと稱へ給ひ、五才の頃には、母君に伴はれて『觀音經』をお読みになつたと云ふ事で御座ます、されば父母も深く感ぜられて

たるものと見えて、十三才の四月八日に斷然出家成さる事と相談せられ、永平寺に参られて高祖大師二代の住持たる懷獎禪師のお弟子と成られ學問やら坐禪やらに少しも惰り玉ふ事なく後懷獎禪師は其御弟子の徹通禪師に永平寺を御譲り遊ばされたゆゑ、又徹通禪師にも参ぜられ弘安八年正月、御歳十八歳にて永平寺を出て、彼方此方の善知識を尋ねられましたが、その中にも越前大野の寶慶寺に居らるゝ寂圓和尚に参得せられ、又京都萬壽寺の寶覺禪師に参ぜられ、其後叡山に登りて天台の學を學び、其れから弘安九年に紀州由良の法燈國師に参じて禪宗の深い道理を明められ、至る所に佛法の妙味を探られし耳ではなく、何處にても非常にその聰明なる事を稱讚せられ遺がの善智識が舌を捲いて、讀歎せられたと云ふ事である、而しながら如何に諸方の叢林で、其の才能を稱讚せられましても、當時我國の禪宗の有様を考へて見ますに、何分、まだ幼稚の時代で在つて、是れならば大丈夫と云ふて安心する程の方は少かつた、それ故に一端辭せられたる永平寺の徹通禪師に、再び參得して眞實の悟を得たいと思ひ、復た永平寺へ歸られ、引續き加賀國の大乘寺

へ徹通禪師と共に移らせ給ひ、尙ほ修行に怠りなかつたが、此年偶々『法華經』を読み玉ひて、父母所生眼悉見二千界と云一句に至り、今まで會得せられなかつた佛法の大旨を明かに悟り玉ひ、その旨を直に徹通禪師に申上げて、深く讚歎せられ、尙ほも辨道怠り玉はず或は日夜に參得し或は夜を日に繼いで一切經を拜讀せられ、遂に永仁二年の十月二十日に大悟せられ、翌年の正月十四日に徹通禪師より日本曹洞宗第四祖の位を受けられ、その後阿波國の郡司某と云ふ人の招待に依つて、城滿寺と云ふ寺の住持となれ、転てまた肥後の國河尻の大慈寺の寒嚴禪師に參せられて、一方ならぬ御化道も有ツたさうて御座いますが、徹通禪師よりの召によりて大乘寺へ歸られ暫く徹通禪師を輔佐せられながら、時々禪師にかはりて說法せられた事もあり、またその間に『傳光錄』と云ふ五十三則の書籍をも著し玉ひて、日夜休む時も有られなかつたが、始齡三十五歳の時に、終に大乘寺の後席を繼ぎ玉ひ、峩山紹碩、明峯素哲等の諸禪師もこの時にお弟子となられたさうである、それから徹通禪師御遷化の後は加賀の淨住寺を可鐵鏡西堂と云ふ僧から寄附せられ、また滋野信直

と云ふ人から能登の酒井の永光寺を寄附せられ、また能登の得田氏から光孝寺を寄附せられて、此四ヶ寺を恒に巡廻せられ、其間には種々な御化益も有ツたさうである、然るにその頃能登國の鳳至郡に行基菩薩の開かれたる真言宗の律院で諸嶽寺と云ふのがあつたが、その住職の定賢律師と云ふ方が深く國師の徳に歸依し、元亨元年の六月八日に、真言宗を改めて曹洞宗の道場となし、名を總持寺と改められ、開堂の式も嚴に行はれまして、その後醍醐天皇からは孤峯覺明と云ふ方を使僧として十種の疑問を下しに相成り、國師は一一を答へになつた所から、天皇叙感斜ならず、特に勅使を下されて、紫衣勅額を賜ひ、總持寺を官寺たらしめ、尙ほ亦曹洞宗出世の道場と云ふ特別なる御恩命を蒙りて、門風益々盛んとなり、從ひ来る弟子等も、日々少からぬ數であつたが、転て淨住寺をば無涯智洪禪師に譲り光孝寺は壺庵至閑禪師に譲り、總持寺は峨山紹碩禪師に譲られて、弟子の明峰素哲禪師を連れ、酒井の永光寺へ御退隱遊ばされたが、正中二年八月八日に永光寺を明峰禪師に譲られて、偕て御臨終の儀式として『八大人覺』を説かせられ、其月十五

日夜半に至りて、俄に大衆を集め、遺偈を示されて、眠るが如くに御遷化遊ばされた、それより其月二十五日に荼毘し上り、お舍利は大乘寺、永光寺、淨住寺、總持寺の四箇所に各々鄭重に分ち葬られましたが御遺徳を慕ひ奉るもの甚だ多く道俗何れも哀惜し奉らぬものはなかつたさうで御座います、さればその御遺徳は後世に至りて益々發揚し、曹洞宗の教を受くるもの、誰れ一人として太祖國師の御恩の程を思はぬものは御座りませぬ、

## 二、後醍醐天皇と太祖國師

前に鳥渡後醍醐天皇から太祖國師へ御恩命のあつた事を申しておきましたが實にこの御恩命は我曹洞宗にとりて皇室との關係上著しいとてありますから、少志く委しいお話を致したいと思います、熟考へて見ますに、後醍醐天皇は建武中興の偉業を大成せられたる、古今屈指の明君であつて、その御一生は殆んど兵馬倥偬の間に馳驅せられたと云ふ程にも係らず、佛教を信する念は甚だ深くあらせ玉ひ、臨濟の諸名僧、例へば妙心寺の開山たる關山國師及び大德寺の開山たる大燈國師と

云ふ様な諸名僧を尊敬したまひて、佛教に關する種々の道理を御尋遊ばした、その中でも紀州の由良の法燈國師のお弟子たる、覺明禪師に深く歸依せられたが、この覺明禪師と云ふ方は、後醍醐天皇が北條高時に流謫され玉ひて伯耆國に暫く御駐まり遊ばされし時に始めて謁見せられ、その時より深く天皇の歸依を受けたる高徳の御方で有つて後に國濟國師の號を玉はり、又後村上天皇から三光國師の號を賜うて禪宗中では有名なる高僧であつたのである、然るに、その覺明禪師が太祖國師と淺からぬ因縁があつて、永光寺に於て種々問答がありたる末、太祖國師の思召に依りて、出雲國に赴かれたと云ふ程の關係があつた所から、天皇に向つて太祖國師の高徳なる事を上奏せられたものと見えて、終に覺明和尚を勅使として前申した十種の疑問を太祖國師の許にお遣はしになつた、之れは元亨元年八月の事である、そこで、國師は何の御思案もなく、すらしくとお答へ遊ばした、今此處て其の十種の疑問の講釋も致したいが、前の總持寺貫首猊下が『十種疑問落草談』と云書籍を著になつてありますから、其れを見て頂く事として、たゞその疑問

の十條丈けを御覽に入れて置きましやう、

勅問一曰、祖意教意是同是別耶

勅問二曰、達磨是香至國第三子而四大五蘊具足身也依何乘一莖蘆耶

勅問三曰、禪家所謂不立文字教外別傳矣雖然一大藏經皆是文字禪家語錄亦是文字

字若無文字佛祖言教依何流布末世耶

勅問四曰、有曰此身四大假合也命終之時地大歸地水大歸水火大歸火風大歸風然則有何物墮地獄耶

勅問五曰、人皆爲先考先妣雖備靈供獻茶湯少許無消不知受供否

勅問六曰、世尊於雪嶺六載修行明星現時忽然大悟曰我與大地有情非情同時成道矣悟人最可成道迷人依何成道

勅問七曰、金剛經曰一切諸佛及諸佛阿彌多羅三藐三菩提法皆從此經出矣金剛經是釋迦佛所說也然曰一切諸佛從此經出不知此經爲先耶諸佛爲先耶

勅問八曰、經曰大通智勝佛十劫坐道場佛法不現前不得成佛道云々今時人

一生坐禪修行而如何成佛道耶

勅問九曰、經曰清淨行者不入涅槃破戒比丘不入地獄矣清淨行者可入涅槃爲什麼不入破戒比丘可入地獄爲什麼不入

勅問十曰、朕以趙州無公案提撕年尙矣以未透徹爲恨如何工夫用心耶

斯様な疑問を後醍醐天皇から下しに成りて、其答案を求めらるゝと云ふ例は他の宗旨に於て殆んど無い事である、殊に能登の山奥の邊鄙な所にお住ひなされた國師に向つて特に勅使をもつて、御下問なさると云ふ事は、如何に國師の位が高く居らせられたと云ふ事が推察出来るのである、乃で、後醍醐天皇には國師の奉答が深く思召に契つたと見えて、更に勅使を以て紫衣を賜ひ、且つ總持寺と云ふ勅額をも賜ひて、從來何の位もなかつた總持寺を官寺の地位に上らしめ、その翌年には皇后陛下が御懷姫について、總持寺の放光菩薩に御祈禱あるやうにとの御思召があつた處幸に、靈驗著かつた故、其年即ち元亨二年八月二十八日に、御綸旨を賜はり、總持寺を日本曹洞の本山、賜紫出世の道場と定め玉ひ、日本に又と並びなき格

式高き大本山と御定めになりました、其時の御綸旨は、實に曹洞宗に出世道場の名の出來た噶矢であるから、左に書いて御目に掛けます

能州諸嶽山總持禪寺者直續<sup>キ</sup>曹溪之正脈<sup>ヲ</sup>專振<sup>ニ</sup>洞上玄風<sup>ニ</sup>特依<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>日域無雙之禪苑<sup>補<sup>ス</sup></sup>任曹洞出世之道場<sup>ニ</sup>宜<sup>ク</sup>相<sup>ニ</sup>並南禪第一之上刹<sup>ト</sup>着<sup>シ</sup>紫衣法服<sup>一</sup>奉<sup>チ</sup>祈<sup>ニ</sup>寶祚延長<sup>チ</sup>者天氣如<sup>レ</sup>此仍執達如<sup>レ</sup>件

元亨二年八月二十八日

經顯

### 瑩山紹瑾和尚禪室

「特に日域無双の禪苑たるに依つて曹洞出世の道場に補任す」とあるは、他に餘り例を見ない事で、畢竟天皇陛下が總持寺は日本一の寺であると仰せられた事であるが、それのみならず、南禪上刹と相並んで紫衣法服を着けよとの仰事は、殆んど佛教各宗中に比類稀なる事である、何故かと云ふものが定められ、之が禪宗中の最も大きい寺と呼ばれて居た時に五山十刹と云ふものが定められ、之が禪宗が京都や鎌倉で盛大を極めて居た時に五山十刹と云ふものが定められ、之が禪宗中の最も大きい寺と呼ばれて居たのであるが、其上に越して一層重んぜられたのは南禪寺である、此寺は龜山天

皇が普門無闇禪師に歸依の餘り、離宮を献上して寺とせられたる舊跡で、天皇親ら佛子金剛眼と名られ、後には無闇禪師に大明國師の謚を皇室から下されたといふ由緒ある寺で、終に諸山の上に位すべき寺であるとまで定められた名刹である、然るに、今總持寺を以て、其南禪寺と、同格の本山と心得よとの事であるから、曹洞宗にとりては此上もない榮譽であつて各宗間にも全く比類を見ないと云うたのは決して譽め過ぎた言葉では御座しませぬ、この御綸旨を頂戴してから曹洞宗は實際の宗風を立て、始めて日本の國に曹洞宗と云ふ一宗が首尾揃<sup>ツ</sup>た形となつて現れたもので、是れ偏に太祖國師の御盛徳に據るもので有りますから、支那より正傳の佛法を傳來せられたる我宗高祖承陽大師の御恩を思ふに付けても深く太祖國師の御恩の程を思はなければならぬ事と思ひます、

### 四、皇室と總持寺との關係

後醍醐天皇の太祖國師に歸依したまひたる事は斯くの如くて御座いますが、獨り後醍醐天皇の歸依厚かりしばかりではなく、總持寺は歷代の天皇陛下と少からぬ關係

を有つて居りました、現に後村上天皇の如きは、後醍醐天皇と同じく兵馬の間に御奔走遊ばされた御身で有りながら、矢張佛法の信仰は少しも替らせられず、三光國師も宮中に入りて皇后太子の爲めに授戒までした事があると云ふ事であるから、從つて、太祖國師の大徳をも御追慕あらせられ、正平九年三月一日に佛慈禪師と云ふ謚を賜りてその徳を頌せられ、尙ほ其年十月三日、更に綸旨を賜りました、乙の御綸旨は先帝後醍醐天皇の御綸旨と殆んど同意味の事ではありますか、左に書いて御覽に入れます、

勅宣、能州總持寺住持職位之事

緬傳、鷲嶺之正脈、直匡、曹洞之勝躅、祖位、齊、瑞龍、宗綱振、天下、恢弘祖道、舉揚、佛法、鎮奉、祈、皇圖長久於萬春千秋、益々令榮、少林芬芳於一華五葉、者天氣如、此仍執達如件、

正平九年甲午十月三日

行房

總持寺住持禪室

此中に瑞龍となるのは南禪寺の事で、少林とあるのは達磨大師の事で御座います、即ち先帝の御綸旨と同様の御恩命と思へば宜しいので御座います、併てそれから後は別段騒がしき事もなく至極平穩に打過ぎましたが、其間には總持寺の法孫が澤山全國へ瀰漫りまして、一萬ヶ寺以上の寺が彼方此方に起つたさうで其爲めに少しく紛糾を生じた事もあつて、其時に後奈良天皇から天文九年二月二十五日に一通の御綸旨を賜り、益々本山の出世道場たる事を明にせられました、が其後後陽成天皇の時に至りまして總持寺の本山たる性格を明かにする爲めにまたく左の如き綸旨を賜はつたのである、

依、爲、能州鳳氣至郡櫛比庄諸嶽山總持寺者曹洞之本寺被、補出世之地、異于他二者也彌蒙、勅宣可、令、出世、若老僧勞侶不、叶、上洛、之輩者於、當山、可、令、成、轉衣、者、天氣所、候也、仍執達如件、

天正十七年六月二十七日

左少辨判

總持寺

「出世の地に補せられ他に異なるものなり」との御恩命は當本山の特質を示されたるもので、特に「老僧勞侶上洛叶はざるの輩は當山に於て轉衣せしむべきものなり」との仰せの如きは、格段なる寛典であつて、吾宗の爲に少なからざる特旨を賜ひたるものである。元來轉衣と云ふ事は我が宗の僧侶が色衣を着用する資格を得る爲めに行ふ出世の儀式であつて、本山に於て一夜住職の式を終へ直ぐに京都に登りて勸修寺家の紹介により參内して、始めて出世の證を受ける事に成つて居たので、當時に在ツでは非常なる重い儀式であつた、それを參内する力のないものは本山に於て式を濟ませても可いと云ふ特典を賜はつたのは、吾が本山に對して如何に手厚き思召があつたかと云ふ事が明ります、然るに是より先き、總持寺の御綸旨は不幸にして、正親町天皇の元龜元年に兵火の爲め、先帝から下された御綸旨が、殘らず焼失せて、僅に其の謄寫だけ残つて居ると云ふ始末になつたので、一山の不幸は勿論、孰れも歎き悲んだとあるから、乃て、後光明天皇の正保二年に至り、更に御綸旨を御下しなかつた、この御綸旨は、たゞ前年下賜された綸旨が一端焼失したけれども總持

寺か、曹洞宗の本山たる事は少しも疑ふべからざるものであると云ふ證據の爲めに下賜せられるものであつていは前數代の御綸旨の證明と云うても宜しいやうなものである。その全文を左に掲げて御覽に入れましやう

能登國總持禪寺者爲下異于他勅願所被補曹洞出世之道場和並南禪第一上刹可着紫衣法服之旨雖被成後醍醐院勅裁依前年國中兵亂伽藍僧房悉回祿之時同令燒失之由一宗之僧徒悲嘆之奏狀被聞食訖且又元和年中守武家之下知可任先規者也彌専正法之興繁宜奉禱天下秦平海內安全者依天氣執達如件。

正保二年四月二十九日

右少辨判

この綸旨の事を本山では繼綸旨と申ます、即ち同意味の事を繼續して下されたからで有るが、此なかに前年國中兵亂と云ふものは元龜元年の事で、回祿と云ふのは出火の事であります其後後桃園天皇の安永元年に太祖國師四百五十回の大遠忌に際し、特に弘徳圓明國師の證號を賜ひ、もツて其德を頌せられましたが、之が我宗に

於て國師號を賜はりたる最初ださうで御座います其御宸翰の御文書を左に御眼に掛けます

勅 佛慈禪師人天宗師佛祖嗣嫡奏對十事敍問爲賜紫出世道場感得一夢勝因現放光動地祥瑞開法門於四處振德化於八紘身嘗雖沒竹塢白雲之室經悠遠名今得達楓宸青鎖之闕來永慕苟思彼德如遇其人因證弘德圓明國師

安永元年十一月二十九日

簡單ながら、誠に國師の御聖徳を顯はされたる貴い勅語で御座います。  
斯様に前後五代の天皇から優渥なる御綸旨を賜はり、且つ二代の天皇から勅號を賜はつたのは他の諸宗に於て、餘り見ない例である、其れも總持寺が京都とか、鎌倉とか云ふ如き都にあつて、其の御開山が皇族とか公卿とか、または武家に關係が厚いとか云ふ因縁でもあるならば、其俗縁の力に依つて、斯云ふ特點も得られぬ事もないであらましやうが、本山と云へば能登の山奥にあり、今日汽車の便があつても

未だく參詣者が難義をすると云ふ邊鄙な地に於て、開山と云ふたら皇族でもなく、公卿でもなく武家に阿諛うた事もなく越前の小さい村から出世せられた太祖國師の盛徳のみによつて、斯くの如き御恩典を蒙ると云ふは何たる貴い事であるか、加之其より後、明治の代になつてから、輪番交代を廢し獨住とせられてより、總持寺貫首には、勅號を下賜せらるゝこととなりました私共は此關係を考へて見まして、我曹から、此御恩命を下さるゝこととなりました私共は此關係を考へて見まして、我曹洞宗の各宗門に超越えたる事を思ひ、我が宗と皇室との關係の厚い事を思はなければなりませぬがこれと申すも、偏に太祖國師の御恩の厚きに據ると思へば感泣する外は御座いませぬ。

## 五、總持寺と宗門制度

前申たる通り曹洞宗の大本山は總持寺をもつて其始めとなし、出世道場たる性格もまた、總持寺から始まつたと云ふ事でありますから從つて宗門の政事も矢張り總持寺に於て行つて居つたのであります、即ち全國一萬餘の末寺は皆總持寺の命令に從

ツて居りました、此處で鳥渡申して置きますのは、總持寺には、定まつた一人の住職と云ふものではなく、五院輪番と云ふて五軒の寺で總持寺の住職を順番に務め、一年中に一廻りすると云ふ規則に成つて居たのであります、尤も之れは開山太祖國師の御遺言に據る事で、同寺二代義山禪師までは御一人で住持職を務められたが、三代からは總て輪番で定められけれども、總持寺は普通の禪宗の寺ではなく官寺であるから、別に他の禪宗寺の様な住持は居られんでも可かつたのである、其れで徳川時代になりましてからは、更に武家の支配を受ける事になつて、前説に掲げました、後孝明天皇の御綸旨にも「武家の下知を守るべし」とまで仰せられる程であるから、總持寺も自然徳川氏の世話を受ける事になつて、慶長一年七月駿府に於て、駿、遠、參、三ヶ國の僧錄は可睡齋に、關東の僧錄は下總の總寧寺、武藏の龍穏寺、下野の大中寺の三ヶ寺に命ずる事となり、其時に總持寺より芳春院象山和尚が出張して御請けを申上げたと云ふ事であるから、即ち其時に於ては總持寺が、曹洞宗全體の政事を司つて居つたものと申しても宜しいのであります、其れより後諸國の

僧錄を創設した事や、五院回國等の事につきましては、なほ種々こみ入りたる御話もありますが、遂に今日に於ては越前の永平寺と相並んで、兩大本山と稱へ、此兩本山協議の上宗門の政事を取扱ふ事に定められましたが、何に致せ、總持寺が曹洞正宗の大本山として、幾百年の久しう間宗門の政事を扱ひ、皇室の覺えも淺からず、各宗諸本山の上に立つ程の勢を有つて居られたとと思へば、我宗の道俗、與に此の大本山の爲め、報恩の心を失つてはならぬことと思ひます

## 皇室と總持寺との關係 終

## 附再建のすゝめ

上來述べたる通り由緒の正しき大本山たる總持寺のとてあれば、實に宗内の者が貴  
ぶべきばかりでなく、日本國の古蹟保存と云ふ上から云つても、是非大切に保護せ  
ねばならぬ寺である。此は私が事新しく云ふまでもないとして、日本の政府に於ても、  
先頃來、古社寺保存會と云ふものを内務省に設けられ、朝野の名士を集めて、頻に由  
緒ある寺院や、神社の手入れ等に御盡力ある様であるが、我が大本山總持寺の如き  
は、何の道から考へても、充分に保存して置くべき出緒のある寺院であるのに、不  
幸などには、去る明治三十年四月十一日不圖した災難から出火致し、山一同總掛り  
て消防に手を盡されたが、何分大伽藍のとて、少許りの水や、唧筒位では、免て  
も防ぐとが出來ず、遂に全部焼失の不幸を見るに至り、宗内一同悲嘆の涙に暮れま  
したが、素より斯る大本山ではあり、末派は一萬餘ヶ寺もあり、信者の數も幾百萬  
もあると云ふ大宗門の大本山であれば、是非とも、速に再建致さんければならぬ、  
然るに、其再建の費用はイクラ儉約しても、ザツト百五十萬圓は要ると云ふ次第で、

中々容易なことではありませぬが、然し、五百萬の信徒が力を合せて相應の淨財を  
喜捨して下されば、決して百五十萬や二百萬の再建費が出來ぬと云ふことは御座い  
ませぬ、我が政府に於ても、京都や鎌倉の古い寺の只の一部の修繕をする爲めに、  
何萬圓と云ふ金を掛けて、其保存に盡力して下さると云ふ有様であるが、是れ等の  
寺は檀家も無く末寺も極く少しかない故に、政府の保護を受けなければならぬので  
あるが、我が宗の如き、かくも盛んな宗門に於ては、別段宗門外のものゝ心配  
を受けずとも、宗門内だけで充分に再建が出來ることで御座いましやう、熟考  
へて見れば我曹洞宗が今日の如く盛んに日本國中に瀰漫つて居るのは、偏に太祖國  
師の御恩である、若し太祖國師微りせば我々は、如何して曹洞宗の有難い教へを斯  
くも安々承ることが出來て、受戒入位發願利生の妙功德を積むことが出來ま  
しやうぞ、已に斯くの如きの好因縁あつて、我が宗の信徒となるからは、兼て御聞  
き及ばれたる通りの行持報恩の御心掛けを專一として、先づ太祖國師の御恩報謝を  
勤めとし、其御開闢たる大本山の維持を怠らず、此度の如き不幸に遇はれた時には、

速に應分の御入費を奉納致して、宗門の益々榮を行きますやう、御盡力の程が願はしいので御座います、是れ決して太祖國師への御恩報謝ばかりではなく、永平寺の御開山承陽大師様への追考にもなり、且つは大恩教主釋迦牟尼佛様の御恩にも報い奉る次第で、併せて總持寺の爲めに御聖慮を傾け給ひし歴代天皇陛下の御恩召にも合ふ次第で御座いますから、精々御盡力ありますやう、私から御願ひ申す所であります、南無大恩教主釋迦牟尼佛高祖承陽大師太祖圓明國師生々世々值遇頂戴、

### 皇室と總持寺との關係附言終

明治三十五年八月ニ日 印刷  
明治三十五年八月五日 発行

編輯人 兼 今 村 金 次 郎

東京市芝區露月町二十六七番地

不 許

印刷人 青 木 弘 舍

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

印刷所(株式)秀

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

發行所

(東京市芝區露月町十八番地)

鴻

盟  
社

